

特集

弁護士 紹介センター

本年4月1日、東京弁護士会に弁護士紹介センターが誕生した。同センターは、事業者等向け弁護士紹介制度と特定分野弁護士紹介制度という2つの制度を新たに立ち上げ、弁護士の紹介を求める事業者や市民などのニーズに応えようとするものであり、今後の発展が期待される。本特集では、その内容を概観する。

東京弁護士会弁護士紹介センターの取り扱い業務

事業者等向け 弁護士紹介制度

- 行政法務部門
- 労働法務部門
- セクハラ防止部門
- 公益通報部門
- 独禁法部門

特定分野 弁護士紹介制度

- 投資・投機的取引分野(消費者向け)
- 建築紛争分野
- 税務訴訟分野

顧問弁護士の 推せん・紹介

他団体への 法律相談員推せん・紹介

「弁護士紹介センター」発足にあたって

法律相談センター運営委員会 前委員長 太田 治夫



弁護士紹介センターの誕生

2007（平成19）年4月1日、東京弁護士会に弁護士紹介センターが誕生した。弁護士紹介センター（以下「紹介センター」という）は、後に述べるように事業者等向け部門と特定の取扱分野に色々なメニューを設け、弁護士の紹介を求める事業者や市民などのニーズに応えようとするものである。

紹介センター誕生のいきさつ

●法律相談センターの展開をふりかえって

弁護士へのアクセスを求める市民や、行政などの諸団体、事業者（以下これらをまとめて「事業者等」という）に対し、これまでは主として法律相談センター（以下「相談センター」という）が対応してきた。

相談センターでは、クレジット・サラ金、消費者問題、外国人問題、医療問題、労働問題等の特別相談とこれら以外の一般相談の種別を設け、センターに来所する相談者・依頼者に法律相談を行ってきた。このほか、外部の自治体や団体からの要請に応じて、これら団体等の主催する法律相談へ弁護士を派遣したり、顧問弁護士を求める事業者にその候補となる弁護士を紹介するなどしてきた。

アクセスポイントも、かつては弁護士会館内だけであったが、近年は神田、四谷のクレサラ相談センターや新宿の家庭相談センターのように相談種別を特化したもののほか、池袋、錦糸町、北千住、立川、渋谷パブリックと順次地域密着型の相談センターを展開してきた。そして、昨年、法テラス東京の開業とともに弁護士会法律相談センター（LC四谷）が新たな主要拠点として開設されたことも周知のとおりである。

このように相談センターはその活動内容と拠点の拡充を続けてきたが、それでも市民や事業者等のニーズからみて十分に対応ができていたとまでは言いにくい。すなわち、これまでの相談センターは、主として資力があっても弁護士の知り合いがなく困っている市民への対応が中心になっていた。また、社会や経済が複雑化・多様化していく中で、既存の特別相談以外の分野は手薄な状況にあった。

●紹介センターの必要性

1 事業者等に向けて

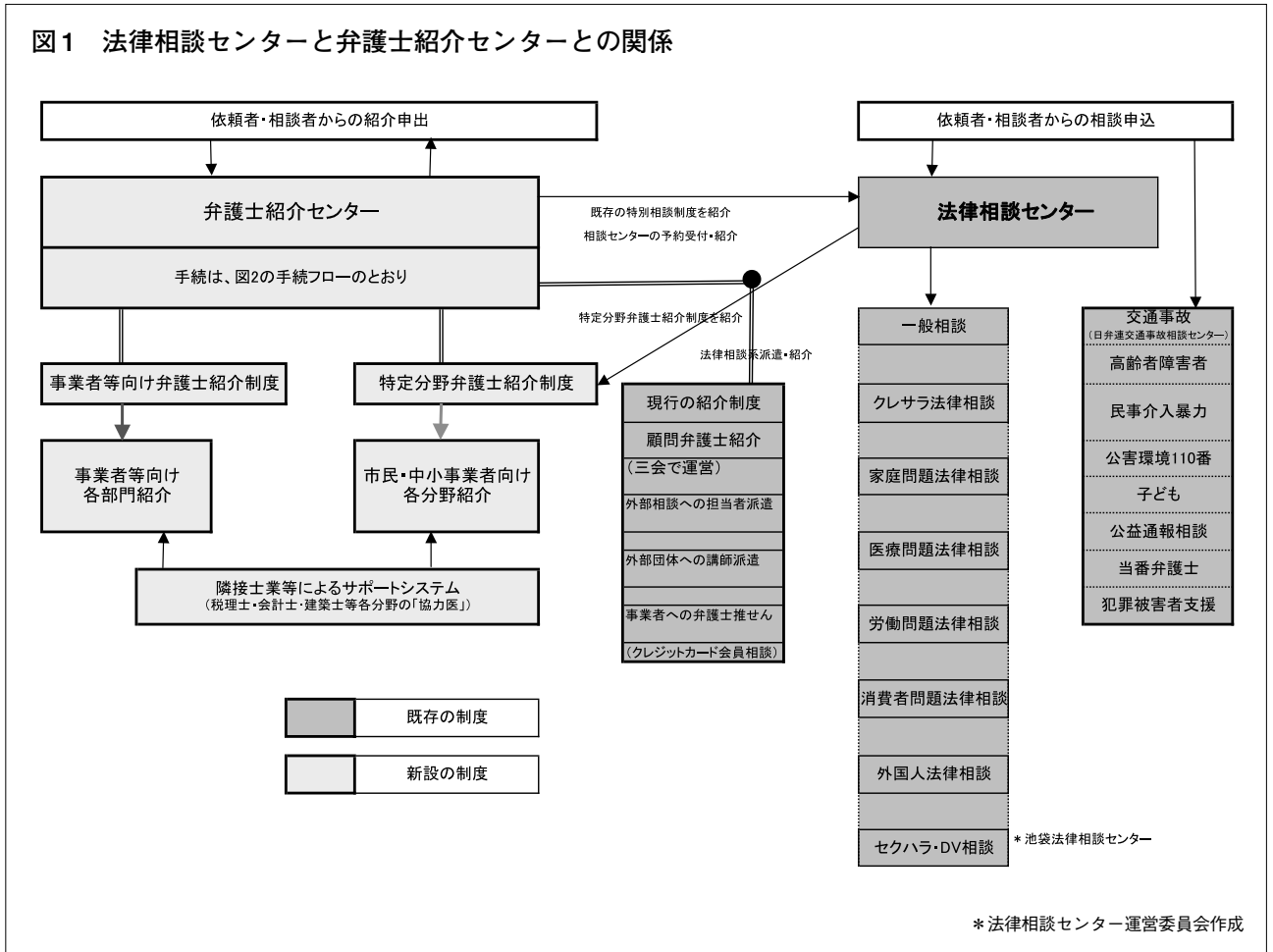
事業者等は、これまでその自助努力で弁護士を探し出しているにすぎなかった。相談センターは顧問弁護士紹介などで事業者等の需要に応じてきたものの、あくまでも受動的対応に留まっており、様々なニーズに応えるための積極的な弁護士の紹介を行ってはいない。継続的なプロジェクトや紛争予防体制の構築などの場面で、事業者等の弁護士に対する需要は少なくないが、こうした需要に応じることは弁護士の業務拡充の支援策ともなりうるものである。ここに事業者等向けの弁護士紹介制度を新たに設ける所以がある。

2 特定の分野において

さらに、相談センターの特別相談は、クレジット・サラ金、消費者問題、医療問題、外国人問題、労働問題、DV・セクハラ相談などの主として被害者救済型のものが行なわれてきたが、これらは社会問題化している法律問題に対応するためのものであり、比較的相談者数の多く、常時相談枠を設定できる分野に限られている。

しかしながら、これら以外の分野について、弁護士を求める市民及び事業者（主に中小事業者向けと思われる）に対して、相談センターに誘導するだけでは対応として不十分な場合がある。そこで、従来対応して

図1 法律相談センターと弁護士紹介センターとの関係



こなかった分野について、分野別登録弁護士名簿を作成し、市民及び中小事業者にこれら弁護士を紹介することは、相談センターの機能を補完するものとして有益である。ここに特定分野の弁護士紹介制度を設ける所以がある。

相談センターと紹介センターの振り分け

紹介センターは、これまで法律相談と事件受任について弁護士のあっせんを行ってきた法律相談センター運営委員会（法律相談課）が所管することになる。これにより、相談センターとの役割分担を明確にしながら、社会のニーズに応じていくことが可能となる。なお、紹介センターでは、従前相談センターが所管していた外部団体等への相談担当弁護士の派遣や顧問弁護士紹介等も行なうことになった。

相談センターと紹介センターとの関係を図示すれば図1のとおりである。

紹介センターに紹介の申し出があっても、相談センターでの相談が相当で対応可能と思われる事案は適宜の相談センターを紹介することになるし、相談センターに来会した依頼者・相談者でも紹介センターの特定分野の弁護士紹介が相応しいと思われる事案については、紹介センターの利用を勧めることになる。紹介センターの立ち上げによって相談センターの利用が減少するといったことは考えにくく、紹介センターの広報によってはむしろ相談が増加する可能性があり、相乗効果が期待されよう。

紹介センターが行なう弁護士の紹介とは

紹介センターの主力商品（サービス）は、文字どお

り事業者等向けの部門と特定の取扱分野における弁護士の紹介である。開設当初において紹介センターが取り扱うのは、事業者等向け5部門と特定の3分野の弁護士紹介になるが、社会のニーズとこれに対する関連委員会や法律研究部等の協力を踏まえて、今後拡充していく予定である。

●事業者等向け弁護士紹介制度

事業者等向け弁護士紹介制度は、紹介センターの定める部門ごとに、国、自治体その他の団体、事業者等に弁護士を紹介する制度である。行政法務部門、公益通報部門、セクハラ防止部門、独占禁止法部門、労働法務部門の5部門が立ち上げられた。

1 行政法務部門の弁護士紹介

たとえば区からの依頼を受けて、債権管理に関わる職員研修、条例案の策定、債権管理マニュアルの策定等の業務や行政監査、個別ケースでの事案に対する法律相談などを行なう弁護士を紹介するものである。

既に、弁護士業務改革委員会が江戸川区の要請に対応しており、これを他の自治体等に広げていくことになる。新たな自治体法務の法律研究部を立ち上げて研修を行ない、名簿登録者を確定していくことになる。

2 公益通報部門の弁護士紹介

組織内の不正行為を正そうとする組織内部の職員・従業員の声を取り上げ、不正を発見した職員・従業員が不利益扱いをされない仕組み作りのため、事業者等に公益通報窓口を設置する際の担当弁護士を紹介するものである。

いわゆる内部告発については、既に公益通報者保護協議会（本年4月から「公益通報者保護特別委員会」）が相談窓口を設けて対応してきたが、この部門についても、同協議会（委員会）の協力を得ながら、運営を進めていくことになる。

3 セクハラ防止部門の弁護士紹介

より良い職場環境作りの一環として、事業者等がセクハラ防止窓口を設ける際の相談担当者や、セクハラ防止研修会を実施する際の講師となる弁護士を紹介するものである。事業者等におけるセクハラ防止マニ

アルの策定に關与する弁護士の紹介も考えられる。その運営には両性の平等に関する委員会や犯罪被害者支援委員会の協力を得ることになる。

4 独占禁止法部門の弁護士紹介

事業者等の独占法部門に關し、訴訟、審決、刑事等の各事件への対応や予防的相談業務に対応することを想定して弁護士紹介を行なうものである。弁護士研修センター運営委員会や関連法律研究部の協力のもとに運営されることになる。

5 労働法務部門の弁護士紹介

事業者等の労働法務部門（労働契約や就業規則等の社内労務規定の助言作成等が主眼となる）に対応する部門である（個別の労働紛争案件は、相談センターの労働相談で対応することになる）。労働法制特別委員会の協力のもとに運営されることになる。

●特定分野弁護士紹介制度

特定分野について、一般市民、事業者等から紹介の依頼があった場合には、分野別の名簿から3名程度の弁護士を紹介することになる。

1 税務訴訟分野の弁護士紹介

税務に関する訴訟及び不服申立手続を取り扱う弁護士を紹介する制度である。税務特別委員会の協力を得て運営することになる。

2 建築紛争分野の弁護士紹介

設計・監理関係、建築工事関係、近隣関係などの分野での紛争解決手続（訴訟、調停、仲裁、交渉を問わない）に關与する弁護士を紹介する制度である。住宅紛争審査会運営委員会の協力を得て運営していくことになる。

3 投資・投機的取引分野の弁護士紹介

消費者問題法律相談の中から投資・投機的取引の分野に特化して紛争解決の手続に關与する弁護士を紹介する制度である。消費者問題法律相談の担当者の中から弁護士を紹介する点で、他の部門・分野とは異なるという特色がある。

●外部法律相談・法律講座への 弁護士の推せん・紹介

従来相談センターが担当してきた地方公共団体等の外部団体が主催する法律相談への担当弁護士の推せんや、スポットで依頼を受けるこうした団体からの法律講座・講演依頼への弁護士の推せんも紹介センターへ移管されることになった。この種の法律相談には中央区や大田区、商工会議所、日弁連交通事故相談センター東京支部、財団法人東京人権啓発センターが主催するものなどがある。ただし、実際の取り扱いは法律相談課と法律相談センター運営委員会が行なうので、手続においてこれまでと異なるところはない。

●顧問弁護士の紹介

相談センターは、主として中小事業者からの顧問弁護士の紹介依頼に対応してきたが、2005年度において当会は12社に顧問弁護士を紹介している。今後は紹介センターの所管となるが、これまた手続の実質的変更はない。

紹介センターの名簿に 登録するには

●事業者等向け及び特定分野の弁護士の場合

1 取扱要綱の制定

事業者等向け部門も特定分野も、それぞれの弁護士紹介取扱要綱が定められ、これに基づき紹介候補となる弁護士の名簿が作られる。ある程度の期間、名簿の継続利用が可能と見込まれるので、多くの部門・分野では2年ごとに名簿登録希望者を募集することになるが、公益通報部門、労働法務部門、投資・投機的取引分野では、毎年法律相談担当者の名簿を作成している関係でやはり毎年の募集となる。

2 A名簿とB名簿

名簿は、原則として、各部門・分野の実務経験者を中心としたA名簿を作成し、A名簿から弁護士を紹介することになるが、未経験者等でもB名簿を作成して登録してもらい、研修をしたうえで、A名簿登録者と共同受任したらA名簿に昇格するなどの工夫をしてい

る。名簿登録希望者のうちA名簿に登録されない者は原則としてB名簿に登録されることになる（行政法務部門では委員会の指定する講座の受講が要求される）。A名簿登録弁護士は、紹介希望者の理解を得てB名簿登録者との共同受任に務めなければならない。

ただし、公益通報相談の開始から間もない公益通報部門ではA・B名簿の区別はなく、投資・投機的取引分野では、消費者問題法律相談担当者が消費者問題相談と同じく主名簿・副名簿に分かれて登録される。

研修やA名簿弁護士との共同受任の経験などを積むことで、B名簿の弁護士もA名簿に昇格できるとしたことによって、未経験ないし若手弁護士の参加を促し、その業務拡充に役立つことが期待される。

現在のところ、各部門・分野とも要綱にA名簿登録の要件が定められているが、今後要件が定められない部門・分野ができたとしても、次の要件をもって名簿を作成していくことになる。その場合でも、登録弁護士名簿の作成に関しては、関連委員会（法律研究部を含む）からの意見を尊重して、柔軟な運営を行なっていくことになる。

- イ 法曹経験3年以上の弁護士会員で、かつ、当該部門・分野について十分な知識を有するものと認められるもの
- ロ 当該部門・分野について本会が行なう研修会に出席し、研修を受けた弁護士会員
- ハ 当該部門・分野を研究する本会の法律研究部に所属し、その部長の推薦を受けた弁護士会員

3 情報の申告と開示

A名簿に登録されるに相応しいかどうかを判断するために、また、紹介希望者が弁護士を選ぶ際の判断材料として、名簿登録に応募する弁護士は当該部門・分野の実務経験や研修受講歴について申告を求められ、申告した情報が紹介希望者に開示されることをあらかじめ承諾することが必要となる。

●外部法律相談や顧問弁護士の場合

外部法律相談や顧問弁護士の紹介候補については、これまで同様の方法で毎年1回希望を募り名簿に登録していくことになる。

弁護士紹介の手続

●紹介の方法

事業者等向け部門では事業者からの要請に応じて、紹介の人数等も異なり、契約内容も異なる。また紹介対象弁護士の選任方法も、部門ごとに異なる。

これに対し、特定分野の弁護士紹介は、紹介の申し出に対し、紹介の当否を審査し、登録された弁護士の中から、3名程度のA名簿登録弁護士を紹介する。紹介を受けた者に複数の選択肢があることで、納得のいく弁護士を選べるようにするとともに、紹介を受けた者が自分の責任で弁護士を選択することにもなる。紹介を受けた者は全員の弁護士と面接し相談することもできるが、相談料を支払わなければならない。

●紹介前の審査

特定分野では、紹介に先立ち、審査部会が申し出のあった案件について、次の紹介不相当事由がないかどうかを含め、紹介が相当かどうかを審査することになる。

- イ 紹介を求められた法律相談及び事件等の依頼に応じることが、弁護士法、弁護士職務基本規程及び日本弁護士連合会並びに本会が定めたその他弁護士倫理の諸規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき
- ロ 紹介を求められた法律相談及び事件等の依頼内容が当該特定分野に相当しないなど紹介が不適切な場合
- ハ 同一事案についての弁護士紹介を過去において2回行ない、さらに紹介しなければならない特別の事情がないとき

●紹介を受けてから

紹介を受けた弁護士には受任義務はなく、案件によっては法律相談のみで終わることがある。特定分野の紹介希望者は、同じ事案について2回まで弁護士の紹介を受けることができる。紹介の結果については、弁護士・紹介希望者それぞれから報告書を提出してもらうことになる。

事業者等向け部門の紹介案件の弁護士報酬は、当該

事業者等との合意によって定められた金額となるが、特定分野について事件として受任した場合、着手金・報酬金についての当否を審査する必要があるため、相談センターでの事件紹介と同じように審査手続きを受けることが必要である。この場合、法律相談センター弁護士報酬審査基準に照らして相当と認められる金額であることを要する。

また、法律相談・事件受任とも当会に所定の納付金を納めるべきことも相談センターの扱いと同様である。紹介センターは、紹介自体の手数料を徴求しないが、紹介手続の運営には広報活動をはじめ相応の経費がかかるのであるから、納付金については会員に理解していただきたいところである。

以上の、弁護士紹介手続のイメージについては図2(8頁)を参照されたい。

紹介センターのこれから

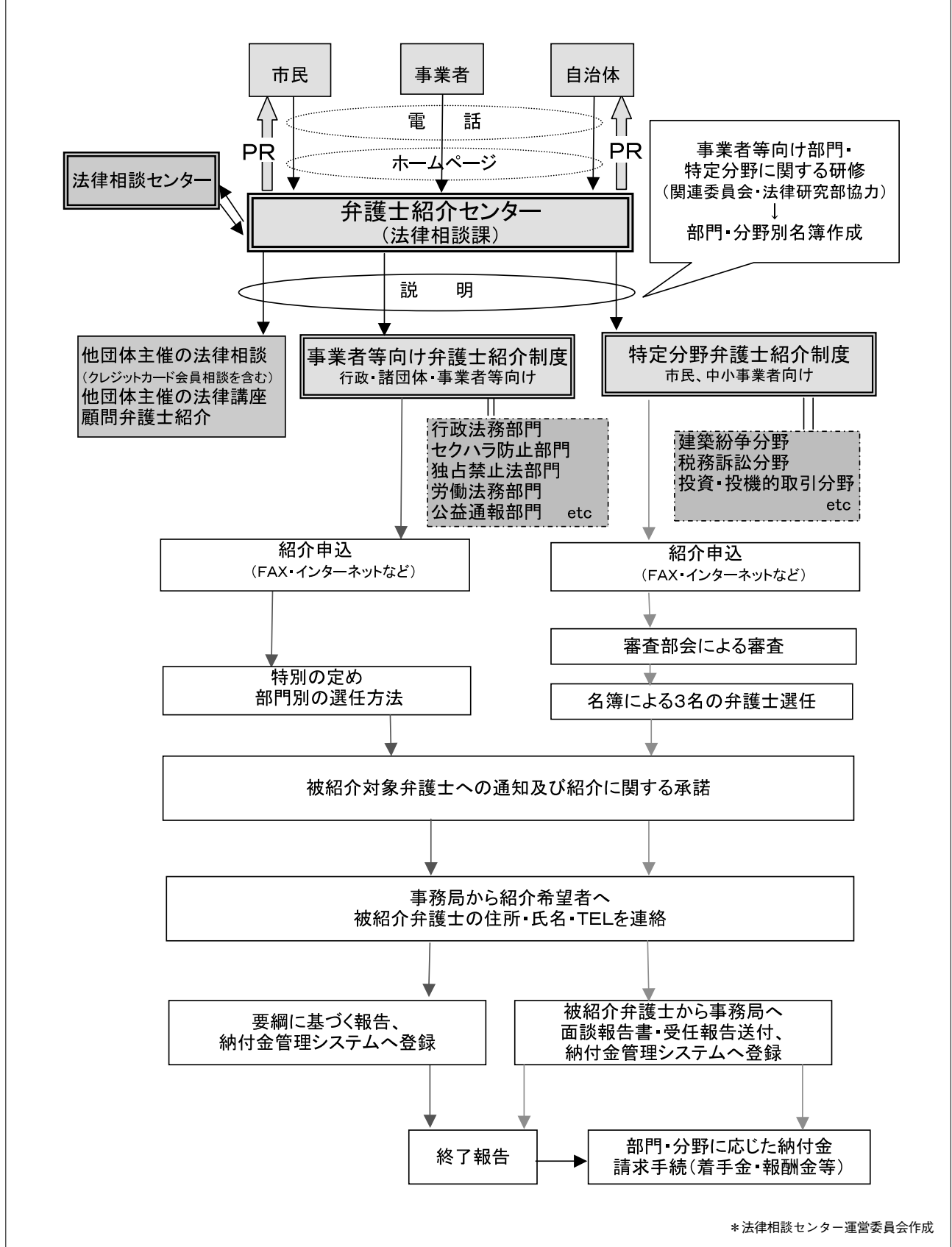
紹介センターはひとまず事業者等向け5部門と特定分野3分野で業務を開始したが、いわば小さく産んで大きく育てる発想で、今後の拡充が望まれる。

事業者等向け部門では、今後、内部統制部門、事業継承部門、企業統合部門、企業再建部門などの設置が想定されるし、特定分野では、特許、商標、著作権、IT、PL法関係などの設置が想定される。これら部門・分野の拡充には、法律研究部等の協力が不可欠である。

さらに、特定分野によっては、建築士や税理士・会計士の協力が必要な場合があり、これら隣接士業等とのコラボレーションによってより充実した対応が可能になると思われる。今後は、これら士業の協力を求めて各団体に必要な要請をし、サポート制度を立ち上げていく予定である。

ようやくスタートした弁護士紹介制度であるが、弁護士による法的サービスについて利用者に対し様々なメニューを用意してその需要に応えらるとともに、若手を中心とした弁護士の業務拡充にも貢献できるようにするためには、会をあげて紹介センターを育て上げる努力が必要である。

図2 弁護士紹介センター手続フロー



* 法律相談センター運営委員会作成